

第3章 ダイオキシン類による環境汚染防止対策

1. 概要

ダイオキシン類は有機化合物が塩素の存在下で300～500℃程度の高温に加熱されるときに生成します。現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等の様々な発生源があります。ダイオキシン類は、主として物を燃やすところから発生し、処理施設で取りきれなかった部分が大気に出ます。また、かつて使用された PCB や一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告もあります。

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制として汚染土壤に係わる措置等を定めています。

全国的なダイオキシン類の汚染実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質（水質の底質を含む。）、土壤の汚染状況が地方公共団体で監視されており、本市では令和2年度に河川1ヶ所、地下水1ヶ所、土壤1ヶ所を測定し、すべて環境基準を達成しています。

2. 工場・事業所に対する対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、本市は、同法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉等）に対し、ダイオキシン類の排出規制及び届出業務を行っています。

また、同法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉等）設置者は、年1回以上、排出ガス又は排水についてダイオキシン類の測定を行うことになっており、廃棄物焼却炉である特定施設に係わる排出ガスの測定を行う場合においては、併せてその排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰について測定を行う必要があります。

(1) ダイオキシン類対策特別措置法の対象事業所数（筑西市管内）

① 大気基準適用施設（令和3年3月末現在）

施設の種類	鉄鋼業焼結炉	製鋼用電気炉	亜鉛回収施設
事業所等数	0	0	0
施設の種類	アルミニウム合金製造施設		廃棄物焼却炉
事業所等数	0		10

② 水質基準対象施設（令和3年3月末現在）

施設の種類	廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設	フロン類の破壊の用に供する 施設の廃ガス洗浄施設
事業所等数	1	1

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場・事業所の立入調査

令和2年度はダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置工場・事業所への立入調査は行いませんでした。